ACSES ニュースレター_１９９１号（2020 年 12 月 3 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故、事件の続報
・北大前学長、国と大学を提訴へ　解任取り消し求める〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・危険物のバス及びタクシー車内への持込みには罰則が適用されます〈国土交通省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・スギ材に取り込まれた放射性セシウムはどこからきたのか？〈国立環境研究所〉
・福島第1原発「更地に戻して」　立地2町長、廃炉完了後に〈Web報道〉
[大噴火対策]
・降灰対策に本腰　富士山大噴火想定　回収方法など検討　山梨・富士吉田市〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇換気不十分ならマスクを　ＷＨＯが指針改定―新型コロナ〈Web 報道〉
◇[米国] １０人で会食、感染の危険は？　地域・人数別のリスク評価ツール　米大が開発〈Web 報道〉
◇治療薬、検査薬等
◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について〈Web 報道〉
◇マスコミ報道　見出し
[3] 「中間物等の確認に係る基準（令 2 年 11 月 26 日改正)」を更新しました。〈経済産業省・厚生労働省・環境省〉
[4] 「PRTR 対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」ご回答者のみなさまへ〈経済産業省〉
[5] 少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス及びFAQの改訂〈経済産業省・製品評価技術基盤機構〉
[6] 健康安全
◇妊娠中の血中鉛濃度と出生児体格との関連について：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）〈国立環境研究所〉
[7] 医薬品
◇後発薬使用目標、達成できず　政府、80％わずかに下回る〈Web 報道〉
[8] 農薬
◇農薬「トルフェンピラド」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[9] 種苗法
◇改正種苗法が成立 新品種の海外無断持ち出し規制へ 参院本会議〈放送報道〉
[10] 食品安全衛生関係
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全情報（化学物質）　No. 24(2020)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉

山茶花（サザンカ）

[11] 温暖化対策関係
◇今年の世界の気温、史上３位内に　地球温暖化の傾向続く〈Web 報道〉
◇農業生産における気候変動適応ガイドの作成について〈農林水産省〉
◇温室効果ガス観測技術衛星２号「いぶき２号」(GOSAT-2) による観測データの 解析結果（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素）と一般提供開始について〈国立環境研究所〉
◇“脱ガソリン” 2030 年代半ばに新車販売すべて「電動車」へ〈放送報道〉
[12] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　５件　［公募結果、意見募集結果］　１件　［調査結果］　１件
[13] その他省庁発表　１件
[14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催記録、報告、資料等］　３件
[15] 海外の化学物質管理情報
○国際：２件　○欧州：９件　○米国：５件　○オーストラリア：４件
[16] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　◇その他：２件
[付録]
◇日本学術会議　任命拒否問題
・人文系 310 学協会「自由な社会維持できるかの分水嶺」　学術会議問題で英文共同声明〈新聞報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇事故、事件の続報

・北大前学長、国と大学を提訴へ　解任取り消し求める
＜共同通信　2020 年 12 月 2 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/f31ebc00021931eded8d3de32e056d0eb834d13c

役職員に威圧的な言動や過度な叱責など不適切な行為があったとして、今年６月に解任された北海道大の名和豊春前学長が解任処分は不当として、取り消しなどを求めて国と北大を札幌地裁に提訴することが２日、分かった。代理人弁護士が同日、札幌市内で記者会見し明らかにした。国公立大学の学長解任の取り消しを求める訴訟は初めてという。

2019 年に北大から解任の申し出を受けた文部科学省はことし６月、名和氏の威圧的な言動を認めて解任した。弁護団は、大学側が設けた調査委員会が名和氏に事情聴取をしておらず、処分の手続きが適正でなかったと主張。解任が違法として損害賠償も求めるという。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・危険物のバス及びタクシー車内への持込みには罰則が適用されます
＜国土交通省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000430.html

平成30年６月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受けて、車内への危険物の持込みについて、乗合バスに限らず、貸切バスやタクシーにおいても罰則の対象となります。

１．改正の概要

・道路運送法（昭和26年法律第183号）においては、「乗合バス」を利用する旅客に対し、刃物や可燃性液体等、

他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品の車内への持込みを禁止しています。また、「貸切バス」及び「タクシー」については、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和48年運輸省告示第372号）及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）において、道路運送法にて持込みが禁止されている物品を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できる旨を規定しています。

・平成30年６月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受けて、今般、道路運送法及び関係法令を改正し、「貸切バス」及び「タクシー」についても、旅客による車内への危険物の持込みには罰則（20万円以下の罰金）が適用されることとなりました。

・なお、持込みが禁止されている危険物及びその例外の代表例については、別添の「バス・タクシー車内への持込禁止物のご案内」をご参照ください。

２．スケジュール

公布・施行：令和2年11月27日（金）（本日）

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・スギ材に取り込まれた放射性セシウムはどこからきたのか？

＜国立環境研究所　2020 年 11 月 19 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201119/20201119.html

---

・福島第１原発「更地に戻して」　立地２町長、廃炉完了後に

＜共同通信　2020 年 12 月 2 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/03371c274e1eba5ef556ec1c8c8432f0a6db6dac

東京電力福島第１原発が立地する福島県大熊町の吉田淳町長と双葉町の伊沢史朗町長が２日までに共同通信の取材に応じ、ともに第１原発の廃炉完了後は「更地に戻すべきだ」との見解を示した。政府と東電の工程表では、2041～51 年を目指す廃炉完了時の具体的な姿を示していない。更地にするには溶融核燃料（デブリ）の取り出しや、推計 780 万トンもの廃棄物の処分など難題が多く、地元の意向をどう反映させるか注目される。

吉田氏は「事故が起きた発電所であっても最後は更地に戻して終わりにしてほしい」、伊沢氏は「元の姿になっているのをイメージしている」と述べた。

[大噴火対策]

・降灰対策に本腰　富士山大噴火想定　回収方法など検討　山梨・富士吉田市

＜毎日新聞　2020 年 12 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201202/k00/00m/040/018000c

山梨県富士吉田市は富士山の大規模噴火に備えた降灰対策として、灰の回収方法の検討や、回収した灰の一時集積所の選定作業を進めている。降灰で鉄道や道路など交通網が遮断されれば住民が避難できない恐れがあり、火砕流や溶岩流と並行して対策を実施していく。

国が２００４年に富士山噴火を想定し策定したハザードマップは、宝永噴火（１７０７年）と同規模の噴火があった場合、溶岩流や火山灰などの噴出量は計１７億立方メートルに上り、富士吉田市内の降灰は５０センチになると想定している。

これまで富士山の大規模噴火の被害想定は、火砕流や溶岩流に重点が置かれてきた。だが、政府の中央防災会議の作業部会が３月、降灰による首都圏への影響をシミュレーションしたところ、宝永噴火と同じ西からの風によるわずかな降灰でも、山梨、静岡両県で鉄道が止まり、３０センチ以上の降灰の後に雨が降った場合、重みで木造家屋が倒壊する可能性を示した。

市はそれらの想定を踏まえ、避難路の確保を最優先課題に掲げ、灰の回収方法と回収した灰の置き場の検討を始めた。市は一時的な仮置き場を市有地を中心に探しているが、噴火時にすぐ使用できる一定規模の面積をもつ適地の選定は難航しているという。

一方、回収方法については市職員が１月、桜島（鹿児島市）で行われた大量降灰を想定した訓練を視察。各家庭が敷地内に積もった灰を集めた袋を専用の収集車が回収する方法などを参考にする方針で、今年度はコロナ禍で見送りになったが、来年度以降も視察を継続していく。

道路の除灰については、各道路を管理する国や県と年度内にも協議する予定。現在、山梨、静岡両県などでつくる「富士山火山防災対策協議会」は２０年度中のハザードマップ改訂に向けた見直し作業を進めている。ただ、市の担当者は「改訂ハザードマップを参考にすれば降灰対策は立てやすいが、いつ噴火するか分からない。一刻も早く手を打つ必要がある」と早期に対策を実施する方針を示した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 12 月 2 日版）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2rV5EwnKXzIZMUBY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12 月 1 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2rV5EwnKXzIZNsBY
・新型コロナウイルス感染症の検査実績について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w6xgChDTRisALJlY
・新型コロナウイルス感染者について
＜経済産業省　2020 年 12 月 1 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201201004/20201201004.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・５か月後に再び陽性 再感染か
＜NHK　2020 年 12 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20201202/1000056997.html
・新型コロナ 第３波 感染者が語る感染までの経緯
＜NHK　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20201202a.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・接触確認アプリ利用者向けＱ＆Ａを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0r1xGwHCVzoROchY
・「水際対策」を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pVZMynqfxI5FGBY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6oVJIzn6bwIpBDBY

◇換気不十分ならマスクを　ＷＨＯが指針改定―新型コロナ

＜時事通信　2020 年 12 月 3 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2020120300139&g=int

世界保健機関（ＷＨＯ）は２日、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスクの使用についての指針を改定したと発表した。新指針は、流行地や集団感染が疑われる地域の屋内で換気が不十分な場合、全員がマスクを着用すべきだとしている。

屋内の例として、職場や商店を挙げた。また、屋外でも、人同士が１メートルの距離を取れない場合は着用を推奨した。医療用マスクが病院などで不足しないよう、一般市民は非医療用を使うべきだという。

子供に関しては、１２歳以上については、学校などでも「大人と同様の措置を取るべきだ」と勧告。一方、５歳までは着用すべきでないとし、６～１１歳は状況に応じて判断することが望ましいとした

◇[米国] １０人で会食、感染の危険は？　地域・人数別のリスク評価ツール　米大が開発

＜ＡＦＰ＝時事　2020 年 11 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20201119040837a&g=afp

今あなたが米首都ワシントンで 10 人の集まりに参加しているなら、その中の 1 人が新型コロナウイルスに感染している可能性は 18%あり、同じ条件で場所を仏パリに変えると確率は 32%になる――米ジョージア工科大学の

研究チームが、地域ごとに感染リスクを評価するツールを開発した。

このオンラインダッシュボードでは、米国や欧州の一部の国を対象に、リアルタイムの感染データを用いて新型コロナの感染率を地域レベルで表示。ユーザーが指定した地域で集会に参加するリスクを評価できる。

英科学誌「ネイチャー・ヒューマン・ビヘイビア」に発表された論文によると、ツールの開発目的は「データに基づく情報を提供し、個人や政策立案者が（例えばマスクの着用順守や大人数のイベント自粛などについて）良識的な意思決定を行うのを支援すること」だという。

ユーザーは、スライド機能で集会の参加人数を指定する。すると、その規模のイベントを開催した場合に、参加者の中に新型コロナ陽性者が少なくとも１人含まれている確率が地方行政区画ごとに表示される。

もちろん、実際の感染リスクはイベントの開催が屋内か屋外か、参加者がマスクを着用しているかといった条件に左右される。だが、ダッシュボードを共同開発したジョシュア・ワイツ氏は、「さまざまな規模のイベントに新型コロナ感染者が１人（またはそれ以上）いるリスクはどの程度かという疑問点のみに、あえて焦点を合わせた」と述べている。

ワイツ氏によると、この試算モデルでは感染者の陽性期間を１０日間に設定した。研究チームは今後、リスク評価対象国を拡大していきたいとしている。

疫学専門家の見解では、米国には確認された新型コロナ感染者数の約１０倍に上る未検出の「見えない感染者」がいるとみられる。

◇治療薬、検査薬等

・英 来週前半にコロナワクチン接種開始へ ファイザーなど開発

＜NHK　2020 年 12 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201203/k10012743191000.html

・来週末の大規模接種を指示　国産ワクチンでロシア大統領

＜時事ドットコム　2020 年 12 月 3 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2020120300138&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

・感染疑い、喉の血管で把握へ　新型コロナ、検査機器試作―順大

＜時事ドットコム　2020 年 12 月 3 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2020120300114&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

---

◇大学等関係

・鳥取大学における新型コロナウイルス感染者の発生について

＜鳥取大学　2020 年 12 月 2 日＞　http://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/corona/29604.html

関係各位

鳥取大学医学部附属病院長

鳥取大学における新型コロナウイルス感染者の発生について

このたび、本学の医学部学生２名（20 代）が新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。

附属病院への当該学生の立ち入りは 11/30 と 12/1 の二日間あり、確認いたしましたところ、濃厚接触した患者および職員はおりませんでした。

現在、接触者（接触程度は低い）への PCR 検査を実施しております。

なお、当該学生が立ち入ったエリアは、広範囲での消毒を実施完了いたしました。

○ 外来診療は通常通り行なっております。

○ 関係する病棟の新規入院はしばらく休止しますが、他の病棟にて対応いたします。

本院ではこの事態を重く受け止め、関係機関と連携を取り、なお一層の感染防止対策に努めてまいります。

※ 感染した学生及び関係者への配慮と個人情報保護のため、氏名等は公表いたしません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・鳥取大病院が入院受け入れ一時停止　臨床実習の医学部生がコロナ感染
＜毎日新聞　2020 年 12 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201202/k00/00m/040/272000c
　鳥取県は 2 日、鳥取大医学部の 20 代の男女の学生 2 人＝いずれも米子市＝が新型コロナウイルスに感染したと発表した。うち女子学生は米子市西町の大学付属病院に 11 月 30 日と 1 日に臨床実習で出入りしたため、該当する科を消毒し、新規の入院受け入れを一時停止した。3 日から再開する。医学部のある米子キャンパスは今月中旬まで対面講義と部活動を中止する予定。県内の感染確認は計 60 人となった。
　原田省（たすく）・病院長らによると、新型コロナの診療を含む一般外来や救急外来は通常通り続けるが、緊急手術は重症者に限る。院内での臨床実習や課外活動は当面取りやめる。今回の感染に関連して学生やスタッフら計約 100 人の PCR 検査を進めている。原田病院長は「現時点では感染は完全に制御されている。病院にかかることにちゅうちょする必要はない。体調がおかしい場合は受診してほしい」と述べた。
　県によると男子学生は 11 月 21～23 日に県外に帰省。県内に戻り、28 日に部活動関連の 10 人程度の会食に参加した。30 日に発熱があり、12 月 1 日の PCR 検査で陽性だった。女子学生はこの会食で男子学生と同席していた。男子学生は軽症、女子学生は無症状。鳥取大の田村文男理事は記者会見し、「団体での飲食を禁止し、食事は 4 人までと指導していたが行き届いていなかった」と述べた。

・阪南大が希望学生に PCR 検査　活動拡大、不安解消図る
＜共同通信　2020 年 12 月 2 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/d3c4be6a2bc37463d0f55852b51ecc264cb89f39

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(12/1 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 12 月 1 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】（11/24 更新）
＜大学プレスセンター　2020 年 11 月 24 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
----
◇クラスター発生の病院トップ、市を批判「拡大を招いた」
＜朝日新聞　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASND26VBHND2IIPE01X.html
新型コロナウイルスの感染拡大が続く北海道の中でも感染増が目立つ第 2 の都市・旭川市で、クラスター（感染者集団）が発生した民間病院のトップが「適切な対応を取らず感染が拡大した」と市などの対応を批判し、波紋が広がっている。市側は「全力で取り組んでいる」としている。
　内科中心で高齢者の入院が多い「吉田病院」（263 床）では 11 月 6 日以降、院内感染で一気に患者が増えた。連日のように新たな感染者が確認され、これまでに入院患者と職員の計 165 人の感染が判明した。患者が転院した先の旭川厚生病院でもクラスターが発生し、市内では五つの基幹病院のコロナ病床の 7 割が埋まる事態になっている。また、一般診療を制限する病院も出ている。
　病院を運営する医療法人の吉田良子理事長は 1 日付でホームページに公表した文書で、「様々な不条理や疑問を感じる」と訴えた。通常の医療業務を続けるため、感染者の転院を市保健所に要請したが時間がかかり、「クラスターの拡大を招いた」と指摘した。また、職員に感染が広がり「『医療崩壊』とも言うべき状況」になったことから、自衛隊に看護師の派遣や医療用具の供給を頼むよう求めたが、市側に「即座に却下され」たという。

◇マスコミ報道　見出し
・医療体制「崩れ始めている地域も」日本医師会長警告　「緊急事態宣言なくはない」
＜毎日新聞　2020 年 12 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201202/k00/00m/040/276000c
****
[3]　「中間物等の確認に係る基準（令 2 年 11 月 26 日改正）」を更新しました。
＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2020 年 11 月 26 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_chukan.html

化審法に関する標記お知らせが掲載された。
中間物等の確認に係る基準　→
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/shinki/chukan/1_kakuninkijun.pdf

中間物等の確認に係る基準

平成２０年３月２４日
改正 令和２年１１月２６日
厚生労働省医薬･生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の第３条第１項第４号に基づき、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、「その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合」に該当する旨の確認をする際の基準は以下のとおり。

１．中間物（化審法施行令第３条第１項第１号）に関する確認基準
(1) 当該新規化学物質が中間物であること
(i) 全量が他の化学物質に変化する化学物質であること。具体的には、変化後の化学物質中の当該新規化学物質の含有割合が１重量%未満であること。
(2) 当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間において環境汚染防止措置が講じられていること
(i) 製造・輸入時の取扱方法等で示された予測環境放出量及び使用の際の予測環境放出量の合計が製造・輸入量の１重量%未満（年間製造・輸入量が10トンを超える場合は、予測環境放出量が100kg未満）であること。
ただし、既に得られている知見等から判断して、当該新規化学物質が第一種特定化学物質相当の性状を持つと認められるときはこの限りではない。

２．閉鎖系等用途（化審法施行令第３条第１項第２号）に関する確認基準
(1) 当該新規化学物質が施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用されること
(i) 当該新規化学物質が環境放出の可能性の極めて低い用途で使用される（閉鎖系等用途）化学物質であること。
(ii) 当該新規化学物質が不特定多数の使用者によって使用されることを前提としているものでないこと。
(2) 当該新規化学物質が廃棄されるまでの間において環境汚染防止措置が講じられていること
(i) 製造・輸入時の取扱方法等で示された予測環境放出量及び使用の際の予測環境放出量の合計が製造・輸入量の１重量%未満（年間製造・輸入量が10トンを超える場合は、予測環境放出量が100kg未満）であること。
ただし、既に得られている知見等から判断して、当該新規化学物質が第一種特定化学物質相当の性状を持つと認められるときはこの限りではない。

３．輸出専用品（化審法施行令第３条第１項第３号）に関する確認基準
(1) 当該新規化学物質が輸出専用品であること
(i) 全量が「新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令」で定める特定の地域を仕向地としていること。
(ii) 当該地域における当該新規化学物質の審査の状況を示していること。
(2) 当該新規化学物質が輸出されるまでの間において環境汚染防止措置が講じられていること
(i) 製造・輸入時の取扱方法等で示された予測環境放出量が製造・輸入量の１重量%未満（年間製造・輸入量が10 トンを超える場合は、予測環境放出量が100kg未満）であること。
ただし、既に得られている知見等から判断して、当該新規化学物質が第一種特定化学物質相当の性状を持つと認められるときはこの限りではない。

（参考）
化審法
第三条　新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一～三　（略）
四　その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認を受けたところに従ってその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。
化審法施行令
第三条　法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であって、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。
二　新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であって、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。
三　新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であって、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

****

[4] 「PRTR 対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」ご回答者のみなさまへ

＜経済産業省　2020 年 11 月 24 日＞　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/9.html

平素より化学物質管理政策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

経済産業省及び環境省では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、又は単に化管法）第９条第１項に基づき、届け出られた排出量以外の第一種指定化学物質の環境への排出量の推計を行っております。

この推計には、届出対象業種を営む事業者からの排出量のうち従業員数、取扱量等の要件を満たさないために届出がなされない排出量の推計が含まれまれます。事業者における第一種指定化学物質の取扱状況を可能な限り排出量の推計に反映させるため、アンケート調査を実施しております。

ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨にご理解頂き、アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

○アンケートの実施期間について

令和２年１１月２４日（火）　～　令和２年１２月１８日（金）

○アンケート調査票のダウンロードページについて

本アンケート調査は、経済産業省の委託事業の一環として一般社団法人環境情報科学センターが実施しております。調査票等のダウンロードについては以下のwebページよりお願い致します。

PRTRの対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査のお知らせ（一般社団法人環境情報科学センターのホームページ）　https://www.ceis.or.jp/prtr/r2/

○お問合せ先

製造産業局 化学物質管理課 化学物質リスク評価室
電話:03-3501-0080（一般的なお問合せ）
FAX:03-3580-6347

お問合せメールフォーム: https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase
****
[5] ***少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス及びFAQの改訂***
◇少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス第1.3版
＜経済産業省・製品評価技術基盤機構(NITE)　2020年11月25日＞
https://www.nite.go.jp/data/000100455.pdf

◇少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関するFAQ第1.2版
＜経済産業省・製品評価技術基盤機構(NITE)　2020年11月25日＞
https://www.nite.go.jp/data/000100456.pdf
標記資料が改訂されました。
****
[6] ***健康安全***
◇妊娠中の血中鉛濃度と出生児体格との関連について：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）
＜国立環境研究所　2020年11月17日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201117-2/20201117-2.html
****
[7] ***医薬品等***
◇後発薬使用目標、達成できず　政府、80%わずかに下回る
＜共同通信　2020年12月2日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/a02bb6644520ab28a81056237af583da062ef27f
****
[8] ***農薬***
◇農薬「トルフェンピラド」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2020年11月24日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20200728097

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2020年11月27日＞
http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm
****
[9] ***種苗法***
◇改正種苗法が成立 新品種の海外無断持ち出し規制へ 参院本会議
＜NHK　2020年12月2日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201202/k10012741721000.html?utm_int=all_side_business-ranking_005
国に、新品種として登録された果物などの種や苗を海外へ無断で持ち出すことを規制する改正種苗法が、2日の参議院本会議で可決・成立しました。
種苗法の改正案は、2日の参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決され、成立しました。
改正種苗法では、国に新品種として登録された果物などの種や苗が海外に流出するのを防ぐため、開発者が輸出できる国や国内の栽培地域を指定でき、それ以外の国に故意に持ち出すなどした場合は、10年以下の懲役、または1000万円以下の罰金が科されます。
このほか、農家が収穫物から種や苗を採って次の作付けに使う「自家増殖」の場合も開発者の許諾が必要になることなどが盛り込まれています。
政府は、先の通常国会での成立を目指していましたが、新型コロナウイルスの対応などで十分な審議時間が取れず継続審議となる中、一部の農業関係者などからは慎重な審議を求める声が出ていました。
このため、衆参両院の農林水産委員会の付帯決議では、改正によって、農家が新しい品種を利用しにくくならないように、種や苗が適正価格で安定的に供給されるような施策を講じることや、農家に対して制度の見直しの内

容について丁寧に説明することなどが盛り込まれています。
この改正種苗法は、一部の規定を除き、来年４月に施行されます。

加藤官房長官「農産物輸出促進へ大きな意義」

加藤官房長官は、午前の記者会見で「優良な品種の海外への流出を防止する措置を講じるもので、政府が取り組んでいる、農産物の輸出促進を図っていくうえでも、大変大きな意義がある」と述べました。
そのうえで「改正により、農業者が『自家増殖』を行う場合に、品種開発者の許諾を得る手続きが必要となる。農業者の過度な負担になるのではないかといった懸念については、農林水産省が分かりやすく対応し、引き続き丁寧に説明していく」と述べました。

背景にブランド果実などの海外流出

今回の種苗法の改正の背景には、国内で開発されたブランドの果物などが海外に無断で持ち出される事例が後を絶たないためです。
例えば、ぶどうの高級品種「シャインマスカット」は、国の研究機関が 33 年の歳月をかけて開発しました。
甘くて皮ごと食べられるのが特徴ですが、農林水産省によりますと苗木が海外に無断で持ち出されて中国では、「陽光バラ」などの名称で栽培され、タイなどに輸出されているということです。
このほかにも、いちごの「紅ほっぺ」や、さくらんぼの紅秀峰などが中国やオーストラリアで無断で持ち出されましたが、今の種苗法には、海外への持ち出しを規制する条項がありませんでした。
果物などの輸出拡大を農業の新たな成長戦略として位置づける日本政府にとっても痛手になることから今回の法改正では、開発者が輸出できる国や国内の栽培地域を指定できるようにするとともに、農家から流出するのを防ぐために、収穫物から種や苗を採って次の作付けに使う「自家増殖」の場合も開発者の許諾を得ることが必要となります。
農林水産省は、今回の改正によって、種や苗の流通を厳しく管理し、開発者の権利や利益を守りたいとしています。

新品種を開発する農家は歓迎

今回の改正について、新たな品種の開発を手がける生産者からは歓迎の声があがっています。
岡山市のぶどう農家、林慎悟さんは 100 種類以上のブドウを生産するとともに、新品種の開発にも取り組んでいます。
新品種の開発には、さまざまな品種のぶどうをかけあわせて選別していく作業が求められ、1 つの品種を開発するのに最低でも 7 年、長い場合には 20 年から 30 年ほどかかるといいます。
しかし、新品種を開発しても、購入した農家が収穫物から種や苗を採って次の作付けに使える「自家増殖」を行うことができました。
このため、新品種の開発者に金銭的なメリットが少なく、種や苗が流出するリスクもあったといいます。
林さんは今回の改正で、開発者の権利が守られ、産地やブランドの向上につながると期待しています。
林さんは「自分の手元を離れてしまうと、いつどのように品種が流通しているのか追い切れず、流出の心配も常にあります。国内で管理できていれば、海外で無断で生産されることはなく、輸出によって日本の農家が利益を上げられると思います。悪い意味での制限ではなく、品種をうまく使うためのルールだと受け止めて使っていくことが重要だと思います」と話していました。

自家増殖の許諾に懸念の声

今回の法改正によって、国に登録された新品種では農家が収穫物から種や苗を採って次の作付けに使う「自家増殖」する場合に開発者の許諾が必要になります。
このため農家の負担が増えるとして、懸念の声が上がっています。
栃木県佐野市の稲田健さんは、60 種類ほどの野菜やコメ、それに小麦などを育てています。
稲田さんは、農薬や化学肥料を使わない有機栽培に取り組んでいて、みずから育てた作物から種を採って育てる「自家増殖」も行っています。
しかし、今回の法改正によって、国に登録された新品種を「自家増殖」する場合は、開発者の許諾が必要となるため、稲田さんは、手続きが煩雑になり、許諾料の支払いが農家の負担になることを懸念しています。
稲田さんは「許諾料が農家の負担にならないような体制を作ってもらわないと、農家がやっていけなくなる。種

を採って育てることは品種を守るための尊い行為だと思って、これまでやってきたが真逆の価値観に変わって行くのではないかと危機感を抱いています」と話していました。

****

[10] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2020 年 11 月 27 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2020&from_month=10&from_day=30&to=struct&to_year=2020&to_month=11&to_day=13&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

10 月 30 日～11 月 13 日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇食品安全情報（化学物質）　No.24(2020)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2020 年 11 月 25 日＞

http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202024c.pdf

別添　→ http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202024ca.pdf

　　食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

****

[11] ***温暖化対策関係***

◇今年の世界の気温、史上 3 位内に　地球温暖化の傾向続く

＜共同通信　2020 年 12 月 2 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/6a7d082054fff3382e2b919832beaee44958a259

◇農業生産における気候変動適応ガイドの作成について

＜農林水産省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/201202.html

---

◇温室効果ガス観測技術衛星 2 号「いぶき 2 号」(GOSAT-2) による観測データの 解析結果（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素）と一般提供開始について

＜国立環境研究所　2020 年 11 月 12 日＞　　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201112/20201112.html

---

◇“脱ガソリン”　2030 年代半ばに新車販売すべて「電動車」へ

＜NHK　2020 年 12 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201203/k10012743081000.html

****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令案（仮称）等」に対する意見募集（パブリックコメント）について　　11 月 27 日～12 月 11 日

＜環境省　2020 年 11 月 27 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200074&Mode=0

・定めようとする命令などの題名

【1】特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令（仮称）

【2】新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（仮称）

【3】水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令（仮称）

【4】水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令（仮称）

・特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令案（仮称）等の概要

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000209972
特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令案（仮称）等の概要
１．改正の背景
○ 令和２年７月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
○ これを踏まえ、今般、特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令、水銀等の貯蔵に関する省令及び水銀含有再生資源の管理に関する命令の様式について、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、所要の規定の整備を行う。
※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。
２．改正の概要
○ 別添の改正対象法令欄に記載した法令のうち、改正対象条項欄に記載された様式について、押印を求める規定を削除するとともに、当該規定の削除に伴う所要の規定の整備を行う。
○ 改正省令及び改正命令の施行の際、施行後においても、当分の間は旧様式を使用できるよう、経過措置を設ける。
３．今後の予定
令和２年中に改正省令及び改正命令を公布・施行の予定。

◇「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）」に対する意見募集（パブリックコメント）について　　11 月 26 日～12 月 9 日
＜経済産業省　2020 年 11 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120145&Mode=0

◇押印を求める手続き等の見直しのための特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集　　11 月 25 日～12 月 9 日
＜経済産業省　2020 年 11 月 25 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120131&Mode=0

◇「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」に対する意見募集（パブリックコメント）について　　11 月 25 日～12 月 8 日
＜経済産業省　2020 年 11 月 25 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120133&Mode=0

◇「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」及び「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）」について
　11 月 27 日～12 月 10 日
＜経済産業省　2020 年 11 月 27 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120149&Mode=

[公募結果、意見募集結果]

◇「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（平成 28 年 10 月）の点検結果（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2020 年 11 月 24 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200046&Mode=

[調査結果]

◇結果の概要―令和元年度地方教育費調査（平成30会計年度）確定値の公表

＜文部科学省　2020年12月2日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwTacvHhj3TjxbI

****

[13] ***その他省庁発表***

◇令和２年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」～アフリカ諸国との大学間交流形成支援～の選定事業の決定について

＜文部科学省　2020年12月2日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwTacvHhj3TjxbG

****

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催記録、報告、資料等]

・第４回 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　議事録　　令和元年12月26日

＜厚生労働省　2020年12月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8p1ROyHidxoxH2hY

（１）職場における化学物質等の管理のあり方について

（２）その他

・第３回　事務所衛生基準のあり方に関する検討会　資料　　11月30日

＜厚生労働省　2020年12月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yKdrARvYTSALJdJY

（１）第２回検討会での議論の整理

（２）照度基準について

（３）空気環境について

（４）その他

資料

資料１　トイレ設備に関する第２回検討会の議論の整理（案）

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000700623.pdf

資料２　照度基準の経緯と概況

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000700624.pdf

資料３　照度基準の見直し案（「照度基準の検討」吉武良治委員）

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000700625.pdf

資料４　建築物衛生の概況（「事務所の空気環境の実態」林基哉委員）

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000700626.pdf

資料５　事務室の作業環境測定

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000700627.pdf

参考資料２　事務所衛生基準規則ほか関係条文等

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000700629.pdf

・第17回過労死等防止対策推進協議会　議事録　　11月10日

＜厚生労働省　2020年12月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7oFNJz3-awYtA7RY

（１）令和２年版過労死等防止対策白書について

（２）令和２年度の取組状況及び令和３年度概算要求について

（３）今後の過労死等防止対策の進め方について

（４）その他

****

[15] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE化学物質管理関連情報　第516号　2020年12月2日　から＞

〇国際

・国連環境計画など、プラスチックごみ削減目標の達成にはさらなる取組が必要と報告（発表日：2020/11/5）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2020 年 11 月 26 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=44618&oversea=1
標記記事が掲載された。
・化学物質安全性情報　SIAP／ITAP 日本語訳の更新
＜日本化学物質安全・情報センター（JETOC）　2020 年 11 月＞
https://www.jetoc.or.jp/safe/siap_top.html
OECD-CCAP：初期評価プロファイルの日本語訳を更新し、全 1092 物質を収載しました。

〇欧州
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/760
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 24 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169052?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、REACH 規則の附属書 XIV を改正する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。この規則案は、認可対象となる物質をリストする附属書 XIV のエントリー4 から 7 の物質(DEHP、BBP、DBP、および DIBP)に内分泌かく乱特性を追加するもの。この通報への意見提出は 2021/1/23 まで。
WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7250_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7250_01_e.pdf
・Commission Implementing Decision (EU) 2020/1765 of 25 November 2020 not approving chlorophene as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 2
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 26 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D1765
欧州委員会は、クロロフェンを殺生物性製品規則に基づく製品型 2 の殺生物性製品のための既存の活性物質として承認しない 2020/11/25 付け欧州委員会執行決定（EU）2020/1765 を官報公示した。
・Corrigendum to Commission Regulation (EU) 2020/1683 of 12 November 2020 amending Annexes II and III to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products (Official Journal of the European Union L 379 of 13 November 2020)
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 26 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1683R%2801%29&qid=1606433366597
欧州委員会は、2020/11/13 に公示した欧州化粧品規則の附属書 II および III を改正する欧州委員会規則（EU）2020/1683 に対する正誤表を官報公示した。
・Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1763 of 25 November 2020 approving formaldehyde as an existing active substance for use in biocidal products of product-types 2 and 3
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 26 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1763&qid=1606692970683
欧州委員会は、ホルムアルデヒドを殺生物性製品規則に基づく製品型 2 および 3 の殺生物性製品のための既存の活性物質として承認する 2020/11/25 付け欧州委員会執行決定（EU）2020/1763 を官報公示した。
・Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1771 of 26 November 2020 approving reaction mass of peracetic acid (PAA) and peroxyoctanoic acid (POOA) as an existing active substance for use in biocidal products of product-types 2, 3 and 4
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 27 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1771
欧州委員会は、過酢酸(PAA)とペルオキシオクタン酸(POOA)の反応物質を、殺生物性製品規則に基づく製品型 2、3、および 4 の殺生物性製品に使用される既存の活性物質として承認する 2020/11/26 付け欧州委員会施行規則（EU）

2020/1771 を官報公示した。

・COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) .../... amending Annex I to Regulation (EU) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council as regards perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts and PFOA-related compounds

＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 27 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AC%282020%297980&qid=1606694022871

欧州委員会（DG Environment）は、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩、および PFOA 関連物質に関する特定の免除について、欧州 POPs 規則の附属書 I のパート A を改正する 2020/11/27 付け欧州委員会委任規則(案)を公開した。

・Current Testing Proposals

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current

ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録の 28 物質に対する 36 の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/7 まで。

・ECHA Weekly 25 November 2020

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 25 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-25-november-20-2

ECHA は ECHA Weekly の 2020/11/25 版を掲載した。

・Dutch Society for Toxicology’s TCDD magazine features ECETOC new Conceptual Framework for Polymer Safety Assessment

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2020 年 11 月 23 日＞

https://www.ecetoc.org/mediaroom/dutch-society-for-toxicologys-tcdd-magazine-features-ecetocs-conceptual-framework-for-polymer-risk-assessment-cf4polymers/

ECETOC は、オランダ毒性学会の季刊誌である TCDD が CF4Polymers として知られる ECETOC の新しいポリマーリスク評価の概念フレームワークに関する特集を掲載したと報じている。

TCDD マガジン → https://www.ecetoc.org/wp-content/uploads/2020/11/tcdd-03-20201.pdf

---

○米国

・C.I. Pigment Violet 29; Revised Draft Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Evaluation; Notice of Availability, Letter Peer Review and Public Comment; Extension of Comment Period

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 23 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/23/2020-25823/ci-pigment-violet-29-revised-draft-

EPA は、2020/10/30 に公開した C.I. Pigment Violet 29 の改訂した TSCA リスク評価案への意見募集期間を 20 日間延長することを官報公示した。意見募集の締切り日は 2020/12/19 まで延長される。

・Risk Management for Carbon Tetrachloride Opportunities for Public and Stakeholder Engagement

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 24 日＞

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/risk-management-carbon-tetrachloride

EPA は、TSCA に基づく四塩化炭素の最終リスク評価における認定とリスク管理プロセスに関する Web セミナーを 2020/12/10 に開催することを発表した。また、不当なリスクをもたらすと判断した四塩化炭素の使用条件に対するリスク管理措置を提案し、最終決定するための意見募集も行うことになると説明している。

・Trichloroethylene (TCE); Final Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Evaluation; Notice of Availability

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 24 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/24/2020-25884/trichloroethylene-tce-final-toxic-substances-control-act-tsca-risk-evaluation-notice-of-availability

EPA は、トリクロロエチレン（TCE）の最終 TSCA リスク評価が利用可能となったことを官報公示した。EPA は TCE の特定の使用条件が、健康または環境に不当なリスクをもたらすと認定しており、不当なリスクをもたらす使用条件については、TSCA に基づく規制措置を講じる必要があると説明している。

・Chemical Data Reporting; Final Extension of the 2020 Submission Period
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 25 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/25/2020-25824/chemical-data-reporting-final-extension-of-the-2020-submission-period
EPA は、TSCA 第 8 条(a)に基づく化学物質データ報告（CDR）の 2020 年の報告期限を 2021 年 1 月 29 日に延長する最終規則を官報公示した。この規則は 2020/11/25 に発効する。これは報告対象となる事業者コミュニティーから期限内に報告する能力に対する懸念を受けて講じた措置と説明している。
・Di-isodecyl Phthalate (DIDP); Draft Scope of the Risk Evaluation to be Conducted Under the Toxic Substances Control Act (TSCA); Notice of Availability and Request for Comments
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/27/2020-26203/di-isodecyl-phthalate-didp-draft-scope-of--the-risk-evaluation-to-be-conducted-under-the-toxic
・Di-isononyl Phthalate (DINP); Draft Scope of the Risk Evaluation To Be Conducted Under the Toxic Substances Control Act (TSCA); Notice of Availability and Request for Comments
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/27/2020-26204/di-isononyl-phthalate-dinp-draft-scope-of--the-risk-evaluation-to-be-conducted-under-the-toxic
EPA は、製造企業から要請されたフタル酸ジイソデシル（DIDP）(CAS RN 26761-40-0 および 68515-49-1）並びにフタル酸ジイソノニル（DINP）(CAS RN 28553-12-0 および 68515-48-0)の TSCA リスク評価を実施するためのスコープ文書(案)を公開し、2021/1/11 まで意見募集を行うことを官報公示した。これらのスコープ文書(案)には、使用条件、有害性、暴露、および EPA が検討する可能性のある暴露や影響を受けやすい集団が含まれていると説明している。

○オーストラリア

・Evaluation of Ethanol, 2-[2-(2-methoxyethoxy)ethoxy]-, 1,1',1''-triester with boric acid (H3BO3) for public comment - 23 November 2020
＜オーストラリア　2020 年 11 月 23 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/evaluation-ethanol-2-2-2-methoxyethoxyethoxy--111-triester-boric-acid-h3bo3-public-comment-23-november-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、ホウ酸トリス｛２－［２－（２－メトキシエトキシ）エトキシ］エチル｝(H3BO3)の評価案を修正し、移行規則第 66 条に従い 2020/12/21 まで 20 日間の意見募集を行うことを発表した。
・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 25 November 2020
＜オーストラリア　2020 年 11 月 25 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-25-november-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、秘密企業情報(CBI)として扱われる化学物質名称の承認が取り消されたことを受け、6 物質のインベントリ情報を変更した。
・Can you prove you're registered at the correct level?
＜オーストラリア　2020 年 11 月 26 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/can-you-prove-youre-registered-correct-level
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、企業は登録年度に製造または輸入した工業化学品の価値についての記録を保持する必要があることを報じている。保持しなければならない記録　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/business/reporting-and-record-keeping-obligations/records-prove-you-are-registered-correct-level
・New chemical assessment reports - October/November 2020
＜オーストラリア　2020 年 11 月 26 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-chemical-assessment-reports-octobernovember-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（改正と移行規定）2019 の第 13 条に従い、2020 年 10 月と 11 月に評価された 19 の化学品を公表した。
****
[16] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 12 例目）について
＜環境省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/108754.html
・宮崎県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 11 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201202_5.html
・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 15 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り 開催について
＜農林水産省　2020 年 12 月 3 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201203.html
---
・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 13 例目、14 例目）について
＜環境省　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/108753.html
---
◇***その他***
・コロナ禍で広がるフードドライブ　1 日で 547 品集まる
＜朝日新聞　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASND16V91ND1TPJB00B.html
家庭や職場で余った食品を寄付してもらい、困窮家庭や子ども食堂におくる「フードドライブ」が、大分県内で広がっている。新型コロナウイルスの影響で、経済的な苦境にある一人親家庭や外国人実習生らへの心強い支援にもなっている。
フードドライブは 1960 年代に米国で始まり、世界中に広がったとされる。一般的に「フードバンク」が食品会社などから規格外品などを提供してもらうのに対し、フードドライブは個人による寄付が主体だ。
中津市社会福祉協議会は 11 月 25 日、フードドライブを実施した。下毛地域を含む 5 カ所に窓口を設置し、米やレトルト食品、缶詰、乾麺などを募った。
中津商工会議所に設けた窓口には、地域の人たちや事業所などが食品を持参した。近砂敦さん（67）は玄米 30 キロを持ってきた。夏の中津祇園巡行がコロナ禍で中止になり、その炊き出し用に準備していたものだという。「お互いに助け合いたいと思っている人が行動できる仕組みなのでいいですね。米もいい活用ができました」と喜んでいた。
この日は 5 カ所で 56 の個人・団体から計 547 品が集まった。12 月 25 日に配布会を開き、必要とする人たちに渡すことにしている。
中津市社協がこの取り組みを始めたのは今年 5 月。困っている人を対象にした「くらしの総合相談」に、母子家庭や派遣で働く人たちから「子どもが給食しか食べていない」「派遣切りにあって暮らせない」など深刻な声が寄せられた。相談は 4 月から 11 月 15 日までに 1245 件で、昨年度の年間相談件数の約 4 倍と急増している。
担当の野依史佳（ふみか）さん（27）は「泣きながら相談に来る人もいて、コロナのために普通の生活ができなくなっている」と話す。
県内では、2016 年に県社会福祉協議会が「フードバンクおおいた」を設立し、企業や個人から食品を募り始めた。別府市や杵築市の社協もフードドライブを実施しており、ほかの社協も寄付を受け付けている。
民間でも、コープおおいた（組合員約 17 万人）が 17 年から活動を開始。中元や歳暮でもらった食品が多いといい、主に宅配時に回収している。
コロナ禍の終息が見えないなか、食品配布の需要は増している。野依さんは「温かい食事があることで救われる命がある。どうぞ協力してほしい」と呼びかける。問い合わせは、フードバンクおおいた（097・558・3373）

へ。

・京都府立医大でも学長選考に不満　教授半数が「不公正」

＜朝日新聞　2020 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASND16TWRNCZPLBJ002.html

京都府立医大（京都市上京区）の学長を決める規程について、所属する教授の半数以上が「不公正な仕組みになっている」と訴え、大学側に対し、規程の見直しを求める要望書を提出していたことがわかった。学長選考を巡っては、東京大や筑波大でも教職員から選び方に不満が噴出しており、各地で「学内」と「選考会議」の対立が表面化している。

府立医大の学長選考規程によると、大学の運営法人の理事らで構成する「学長選考会議」が、推薦書や所信表明演説、面接、投票による学内の意向調査などを踏まえ、学長を選ぶ。

2019 年の学長選では現職の竹中洋学長と小児科の細井創（はじめ）教授が候補者となり、学長選考会議が最終的に竹中学長の再任を決めた。任期は 3 年。意向調査の得票数は竹中学長が 41 票、細井教授が 29 票だった。

これに対し、反発が出ているの…

****

[付録]

◇*日本学術会議　任命拒否問題*

・人文系 310 学協会「自由な社会維持できるかの分水嶺」　学術会議問題で英文共同声明

＜毎日新聞　2020 年 12 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201202/k00/00m/040/248000c.amp

日本学術会議の会員候補 6 人が任命されなかった問題を巡り「人文社会系学協会連合連絡会」のメンバーが 2 日、東京都千代田区の日本外国特派員協会で記者会見した。菅義偉首相に対して理由の説明や任命を求める英文の共同声明を発表し、「自由に物を言える社会を維持できるか、統制されるかの分水嶺（ぶんすいれい）だ」と訴えた。共同声明は哲学、文学、社会学など人文・社会科学系の 12 学会のホームページに載せるほか、賛同する研究者らが海外の学協会の関係者に送り賛同を呼びかけるとしている。

連絡会は任命拒否問題を受け、哲学や宗教学など人文社会系のさまざまな学協会が集まって発足。11 月 6 日に発表した共同声明には、12 月 2 日時点で国内 310 の学協会が賛同しているが、その後も政府は任命拒否を撤回せず具体的な理由も説明していない。学術会議が政府から独立した機関として、国際学術会議（ISC）＝本部・パリ＝や各国アカデミーと連携して活動していることを踏まえ、国際社会に支援を呼びかけるために共同声明の英訳版を改めて発表した。

記者会見で、日本歴史学協会元会長の木畑洋一・東大名誉教授は「健全な社会を築いていくためには、政策に対する批判的な視点は必要。こうした意見を抑えようとするかのような政府の姿勢は学問のみならず、社会全体に波及していく深刻な問題だ」。日本近代文学会運営委員長の佐藤泉・青山学院大教授も「任命拒否の理由が明らかにされないまま、組織改変へと問題がずらされてしまっている。社会が関心を失えば、権力が学問や思想に介入する前例になる」と危機感を示した。

一方、任命拒否問題を巡り、140 以上の国・地域アカデミーと、40 の国際的な学術団体が加盟する ISC のダヤ・レディー会長は、11 月 17 日付で学術会議に書簡を送付。学術会議が国際的にも学術の発展に貢献していることを評価した上で、「学術に関わる諸決定は、政治的な統制や圧力の対象になってはならず、菅首相に任命されなかったことを懸念している。強力な支援を提供したい」と表明した。

********** 以上 **********